

クラブメッド 団体宿泊利用規約

株式会社クラブメッド（以下、当社と称します）では、団体宿泊に関して、下記の通り規約をもうけておりますので予めご了承くださいませようお願いいたします。当社が締結する契約は、この規約によるものとさせていただきます。なお、この規約に定めのない事項につきましては、法令又は一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

1. 団体宿泊の契約のお申込みについて

当社に団体宿泊の契約のお申込みを承る場合は、次の事項を確認させていただきます。

1. 主催者住所・電話番号並びに団体名
2. 開催日、時間及び人数
3. 団体宿泊の内容
4. その他当社が必要とする事項

2. 契約の成立・及び料金のお支払いについて

1. 団体宿泊の契約は、当社がご契約のお申込みを承諾したときに成立するものとさせていただきます。なお、申込金の額は団体宿泊の内容により当社より提示させていただきますので、ご契約時に指定口座への振込にてお支払いをお願いいたします。
2. 残金につきましては、団体到着の14日前までに指定口座への振込にてお支払いをお願いいたします。
3. 申込金を当社が指定した日までにお支払いいただけない場合は、団体宿泊の契約は取消しとさせていただきます。別表に掲げる取消料金を申し受けます。なお、申込金は取消料金を充当させていただきます。
4. ご利用いただきました料金につきまして、お車代、お電話代等で当日に料金が明らかにならないものに関しては、後日料金がわかり次第ご請求させていただきます。15日以内にお支払いをお願いいたします。

3. 契約全部の取消・期日変更について

1. お客様よりの契約の取消しについて
お客様の都合により団体宿泊の契約の全部を取消しされる場合には、別表に掲げるところにより取消料を申し受けます。申込金は、別表に掲げる通りの取消料に充当し、残金があれば返金いたします。この違約金規定は、すべてのお客様に適用されます。
2. 当社より契約取消しについて
当社は、次の場合において、団体宿泊のお申込みをお断りするか、又はすでにご契約いただいている団体宿泊の契約を取消しさせていただきます。この場合、解約に伴う損害賠償等金銭の支払いは一切いたしかねますので、ご了承ください。
(1) ご宿泊されるお客様の中に、次の事由に該当する者がいるとき。
ア. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業団体又はその関係者、その他反社会的勢力に該当する者がいるとき。
イ. 暴力団等反社会的勢力が役員となっている法人、実質的に暴力団等反社会的勢力がその経営を支配もしくは関与している法人、又は暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供している法人自身、又はその法人の構成員であるとき。
ウ. 法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると当社が判断したとき、又は同行行為をしたと認められるとき。
(2) 当社の他のお客様に迷惑を及ぼす恐れがあると判断したとき。
(3) 当社（館）もしくはその職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、又は、宿泊に関し合理的範囲を超える負担を要求したとき、あるいは、風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、もしくは、かつて同様の行為を行ったと認められるとき。
(4) 天災その他やむをえない事情により、宴会場を使用することができないとき。
(5) 団体宿泊利用規約に定める事項に違反されたとき。

取消料

宿泊開始日の181日前まで	無料
宿泊開始日の180日前から91日前まで	見積金額の10%
旅泊開始日の90日前から61日前まで	見積金額の50%
宿泊開始日の60日前から31日前まで	見積金額の80%
宿泊開始日の30日前から	見積金額の100%

4. 契約のお見積りからの減少について

契約時のお見積りからの減少につきましては、以下の通り減少料を申し受けます。

契約日から到着日の61日前までにご契約の見積人数の20%以上の減少	20%を超える減少分宿泊費用
到着日の60日前から31日前までにご契約の見積人数の10%以上の減少	10%を超える減少分宿泊費用
到着日の30日前から15日前までにご契約の見積人数の5%以上の減少	5%を超える減少分宿泊費用
到着日の14日前から3日前までにご契約の見積の3%以上の減少	3%を超える減少分宿泊費用
到着日の2日前から当日	減少分宿泊費用 全額

5. 装飾・余興等のご手配

お客様が直接依頼される場合には当社に事前にご連絡いただき、当社了解の後にご手配されるようお願いいたします。また、リゾート内に入館頂く際には、別途費用を申し受けます。

6. 直接ご依頼の取扱い会社に対する説明について

当社了解のもとに、直接お客様のご依頼された取扱い会社が行う宴会等に関連する装飾・余興等の機器及び材料の搬入・搬出、又は看板等のサイズやその取付け方法等の決定、或いは設置場所の設定につきましては、リゾート美観・動線等を踏まえ、一定のルールのとおり実施していただきますよう取扱い会社の方々に周知徹底をお願いいたします。

7. 損害賠償・及び免責事項について

お客様及びお客様側全ての関係者（出席者及びお客様が直接ご依頼された取扱い会社を含みます）は、当社の施設・什器備品等を損傷しないよう充分にご注意ください。施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関してリゾートより修繕費を請求させていただきます。又、損傷、損害により以降のリゾート営業に支障が発生した場合は、相当額の損害賠償金を請求させていただきます。当社の施設利用に際し、お客様のお持込みの備品、商品、その他の物品は、お客様の責任のもとに監視することとし、その破損又は盗難に対してリゾートは一切責任を負いかねますのでご了承ください。

8. 禁止事項について

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮願います。

- ・犬、猫、小鳥その他の愛動物、家畜類等の持込み（介助犬を除く）
- ・発火又は引火性の物品などの危険物の持込み（クラッカーを含む）
- ・悪臭を発生するもの持込み
- ・賭博等、風紀を乱す行為、又は他のお客様のご迷惑になるような言動
- ・当社備品の移動
- ・ご予約時の使用目的以外のご使用
- ・その他、法令で禁じられている行為
- ・レストラン、バーで準備する飲食の持ち帰り又は外部よりの持込み

9. 不可抗力について

天変地異、自然災害、戦争、テロ、内乱、暴動、政府の規制・命令または指導、ストライキ、交通の閉塞その他不可抗力により、当社が契約上の義務を履行できない、又は履行期限を順守できない場合、当社はその責を免れるものとします。不可抗力事由が生じた場合、当社はお客様に書面で通知を行うことにより、契約を解除できるものとします。

10. 事前打合せのお願い

1. 搬入・搬出及び施工の際の貴社施工担当責任者、運送会社名、車種及び運搬車台数、運営会社名、設営要員数及び徹夜作業員（仮泊者含む）を事前にお知らせください。
2. 設置される看板、案内板等につきましては、その場所、時期、寸法表示内容につき事前に営業担当者とお打合せ願います。リゾート敷地外の案内板は固くお断りいたします。

11. 搬入・搬出時、会場設営時のお願い

1. 設営器材及び展示品の搬入・搬出の際、貴社責任者は開始前にご来館の上、デイベスを購入し、お支払いください。設営要員は当方所定のバッジをつけ節度ある服装にて施工くださるようお願いいたします。なお、休憩所、喫煙所、手洗所は当方に指定させていただきます。施工に要するスペース以外の営業スペースへの立入りはご遠慮願います。
2. 搬入・搬出の開始及び終了時刻は打合せ通りにお願いいたします。ただし、リゾートの都合により、搬入・搬出時刻の変更をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。なお、搬入・搬出の順路はリゾートが指示させていただき通りをお願いいたします。
3. 搬入・搬出及び設営の際は、建物・カーペット・什器備品を損傷しないよう、予め板もしくはキャンパスなどの保護用具を敷くなど、十分な処置を行ってください。カーペット・天井等へのガムテープの使用や、ポータブルステージへのパンチカーペットの貼り付けはお断りしております。
4. ご利用期間中（搬入、施工、搬出時を含む）の室内清掃は、主催者側にてお願いいたします。粗大ごみ、ダンボール箱等は、主催者側の責任においてお持ち帰りください。
5. 会場内の管理と出品物の保全につきましては、主催者側の責任においてお願いいたします。
6. 館内に損傷を与えると予想される施工につきましては、お断りする場合もございます。パブリックスペースには、ダンボールその他一切の物品を置かぬようお願いいたします。
7. 資材（木材及び板製材料）は、展示会搬入口を損傷しない重搬可能なサイズに限られております。会場内での設営は、組み立て、修繕作業程度にとどめ、大規模な作業、ペンキ塗りは予め完了のうえ搬入願います。
8. 会場内には必ず1.8m巾以上の主要避難通路を避難口に有効に通じるよう設けてください。又、避難上必要な位置に1.2m巾以上の補助通路を、主要避難通路又は避難口に有効に通じるよう設けてください。
9. 床・壁・天井等に釘類の打ち込みは如何なる場合もお断りいたします。なお、天井壁面より45cm以上の間をあけて施工してください。
10. 施工過程における騒音防止については特にご注意いただき、状況によりましては作業を中止していただきます。

12. 催し物の関する法令

1. 催し物会場の装飾材料は、必ず防災処理済のものをご使用ください。（消防法施行令第4条）
2. 消防署の許可なくして危険物の持込み、喫煙、裸火の使用はできませんので、必ず当社担当者へお申し出ください。（火災予防条例第23条）
3. 消防、消火、避難、通報の設備、標識、器具の移動や隠蔽は禁じられております。（火災予防条例第54条）

13. その他

太鼓等の打楽器及び編成バンドの演奏につきましては、他会場に影響を与えるため、ご使用をご遠慮いただく場合もございます。

2021.05

株式会社 クラブメッド

本社：〒141-0032 東京都品川区大崎5丁目6-2 都五反田ビル西館2階

観光庁長官登録旅行業第536号

Club Med 